

鹿 劍 連 第 55 号
令和 2 年 8 月 17 日

本 連 盟
各 役 員
各 支 部 長

鹿児島県剣道連盟
会長 俣木正喜
顧問(医師)
諸木浩一

「対外試合(大会)開催にあたっての感染拡大予防ガイドライン」
制定について

本連盟は、6月4日付で一般財団法人全日本剣道連盟が制定した「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(以下「全剣連ガイドライン」)の趣旨に沿った、「対外試合(大会)開催にあたっての感染拡大予防ガイドライン(以下「鹿剣連大会ガイドライン」)を制定しました。

県下各支部・団体におかれましては、「全剣連ガイドライン」及び「鹿剣連大会ガイドライン」を参考に、各支部・団体の実態に応じた、対外試合(大会)の運営、開催に努めていただきますようお願いいたします。

「鹿剣連ガイドライン」は、「全剣連ガイドライン」、厚労省の「新しい生活様式」、文科省の「学校の新しい生活様式」等、現段階で得られている知見等に基づき作成したものです。今後の知見の集積及び各連盟・団体の状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることもご承知おきください。

記

対外試合(大会)開催にあたっての感染拡大予防ガイドライン

はじめに

鹿剣連(以下ガイドラインにおいて「主催者」)は、以下の方針に基づいて対外試合(大会)を開催する。

より体温測定を行い、「体調確認票」に必要事項を記入させる。

- (6) やむを得ず行列になる場合に備え、並ぶ場所の床に2メートル毎に目印のテープを貼る。
- (7) 対面する場合は、アクリル板・透明シート等で飛沫を遮断する。
- (8) 受付場所が密集にならないよう入場制限を行う。

4 試合・審判規則の運用に関して

- (1) 今年度は講習会が現時点で開催されていないので、審判員は令和元年度の講習会参加者から委嘱する。
- (2) 飛沫飛散防止等の観点から、鹿児島県内の大会においては、審判規則に、以下を追加する。
 - ① 試合者は、「面マスク」を必ず着用すること。着用していない場合は出場できない。また、併せて「シールド」を着用することが望ましい。
 - ② 試合者は、鏝競り合いを避けること。やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、すぐに分かれるか引き技を出すこと。密着状態の時には、発声は行わないこと。ただし、密着状態が続く場合は、主審が「分かれ」を宣告する。
- (3) 「面マスク」等の用具装着によって熱中症に罹患することを防ぐため、試合時間の基準を、小学生2分、中学生2分30秒、高校生4分、大学・一般5分とする。時間内に勝敗が決しない場合、団体戦においては引き分けとする。個人戦においては以下の方法で延長戦を行う。
 - ① 小学生 2分の延長戦を1度行う。延長戦でも勝敗が決しない場合は、判定で勝敗を決する。
 - ② 中学生 1回2分30秒の延長戦を勝敗が決するまで行う。ただし、延長戦の偶数回終了時には、試合者は面を外して休息し、水分補給を行う。
 - ③ 高校生 延長戦を4分とし、中学生と同様の方法で行う。
 - ④ 大学・一般 延長戦を5分とし、中高生と同様の方法で行う。※ただし、休息をとる間隔や長さについては、当日の環境や試合者の状態に応じて柔軟に対応する。
- (4) 審判員は、以下のことに留意すること。
 - ① フェイスシールドと家庭用マスクの両方を、常時（審判時・待機時）着用すること。
 - ② 整列時は、審判間に適切な距離（最低1メートル）を取ること。
 - ③ 審判旗は、各自で持参することが望ましい。

- ② 観覧席がある場合、参加者の休憩場所にあてる。
試合者及び監督同士が密集・密接にならないようにする。(必要に応じて、
観覧席の席数を減らすなどの対応をする)

(6) ゴミの廃棄

- ① ゴミを回収する場合は、マスク・ゴム手袋を着用する。
(回収時は、ビニール袋に入れて密閉する)
- ② マスクや手袋を外した後は、必ず石鹸や流水で手洗い、手指消毒をす
る。

7 試合者

- (1) 「体調確認票」の記述で症状等問題がある場合は、参加できない。
- (2) 受付終了者は、観覧席等に移動し待機する。(密集にならないように1席
空けて間隔を取る)
- (3) 係員等の指示に従って大会を実施する。
- (4) 家庭用マスク及び面マスクの着用について
家庭用マスクは、試合会場への往復途上・待機中・休憩中に着用し、感
染予防に努める。試合中は面マスクを着用する。併せて「シールド」を
着用することが望ましい。
- (5) 会場入り口に消毒液を設置し、試合者に手指の消毒を徹底させる。
- (6) 会場内へは、試合者及び監督・係員以外は原則として入場を禁止する。(保
護者は送迎・受付のみとする)
- (7) フィジカル・ディスタンス(人と人の距離、最低でも1メートル、できれ
ば2メートル)を常に保つようにする。
- (8) 上下足の区別を徹底する。(素足のまま屋外へ出ない)
- (9) その他、下記について厳守する。
- ① こまめな手洗い・うがい・手指の消毒をする。
- ② 会場内での会話は控えめにする。
- ③ すべての待機者は必要なく移動しない。
- ④ 各自でこまめに水分補給する。
- ⑤ 飲食は指定場所で行う。
- ⑥ 体調が悪くなった場合は、遠慮なく係員に申し出る。
- ⑦ ゴミの放置や忘れ物をしないようにする。
- ⑧ 係員の指示に従い、円滑な講習会運営に努める。
- ⑨ トイレはふたを閉めてから流す。

8 大会運営に関して